

(公財) 鹿児島県林業担い手育成基金事業内容及び提出書類一覧

平成29年5月現在

事業区分	事業主体	事業内容	助成率	助成対象経費等	助成対象者	交付申請(変更申請)		実績報告		請求書
						業務細則で定めるもの	実施要領で定めるもの	業務細則で定めるもの	実施要領で定めるもの	
1 林業就労改善推進事業	(1) 社会保険等加入促進事業	認定事業体 認定事業体が雇用する林業従事者の社会保険等(厚生年金, 健康保険, 雇用保険)の掛金の一部助成。		事業に要する経費(理事長が定める標準経費を超えるときは当該標準経費)の3分の1以内 29年度は25%で運用する(高性能林業機械作業班については別途定める)	認定事業体が雇用する次の要件を満たす林業従事者に係る社会保険料の事業主負担額とする。 (要件) ア 当該年度の4月1日現在で満60歳以下の者 イ 主に造林, 保育, 伐採及び作業路の開設等の作業に従事している者 ウ 原則として, 厚生年金, 健康保険, 雇用保険の3つの社会保険制度に加入している者。 エ 通年的に就労する月給制の者。ただし, 原則として勤務日数年180日以上の日給月給制の者もこれと同様と見なす。		〈共通〉 ・助成金交付申請書 第1号様式【1】 ・加入者名簿兼事業計画書 第2号様式【1-①~③】 ・収支予算書 第3号様式 ・その他理事長が必要と認める書類 ※6月末日までに申請 ・雇用契約書写し	〈共通〉 ・事業実績報告書 第1号様式【1】 ・加入者名簿兼事業実績書 第2号様式【1-①~③】 ・収支精算書 第3号様式 ・その他理事長が必要と認める書類 ※1月末日までに報告 ・「被保険者標準報酬決定通知書」写し(厚生年金, 健康保険) ・申請日直近の「事業所別被保険者台帳照会」写し(雇用保険) ・給与所得の源泉徴収票の写し	〈共通〉 ・助成金交付請求書 第7号様式	
	(2) 林業退職金共済制度等加入促進事業	認定事業体 認定事業体が雇用する林業従事者の林業退職金共済制度, 中小企業退職金共済制度及び木材産業退職金共済制度の掛金の一部助成。	同上	認定事業体が雇用する次の要件を満たす林業従事者に係る「林退共」「中退共」及び「木退共」の事業主掛金額とする。 (要件) ア 年間就労日数150日以上 イ 主に造林, 保育, 伐採及び作業路の開設等の作業に従事している者	同左	〈変更申請〉 ・助成金変更申請書 第1号様式【1】 ・加入者名簿兼事業変更計画書 第2号様式【1-①~③】 ・変更収支予算書 第3号様式 ※11月末日までに変更申請のこと	〈共通〉 ・事業実績報告書 第1号様式【1】 ・加入者名簿兼事業実績書 第2号様式【1-①~③】 ・収支精算書 第3号様式 ・その他理事長が必要と認める書類 林退共 →「掛金収納表」写し 中退・木退共 →「銀行振替通知書」写し	①(林退共) ⇒各人の共済手帳表紙の写し ②(中退共) ⇒各人の共済手帳の写し ③(木退共) ⇒各人の共済手帳の写し		
	(3) 労災任意保険制度加入促進事業	認定事業体 認定事業体が雇用する林業従事者の労災任意保険の掛金の一部助成。	同上	認定事業体が雇用する, 主に造林・保育・伐採及び作業路の開設等の作業に従事している業従事者の労働災害任意保険に関する事業主掛金額とする。	—	—	・労働災害任意保険加入申込書写し	・労働災害任意保険加入証写し ・領収書写し		
2 林業就労者定着促進事業	(1) 経営者意識向上対策事業	財団 (経営者の意識の向上) ・経営体質の強化を図るためのセミナーの開催 ・経営コンサルティングによる事業体の経営改善指導		〈セミナー対象者〉 森林組合や林業事業体の経営の管理にあたっている者, 並びに関係林業団体の代表者等。	—	—	—	—	—	
	(2) 保育作業推進事業	登録事業体 下刈りに従事した就業員に対する手当の支給に要する経費の一部助成	1千円以内/ 1人・1日 ただし限度額 8千円/ha	〈申請対象者〉 登録事業体で民有林では造林補助申請の事業実行者であること。国有林では国と受託契約締結している事業体。 〈助成対象者〉 登録事業体と雇用契約を締結して, 就業規則, 雇用契約等に基づき下刈手当が支給されている者。	同左	不要	・事業実績報告書 第1号様式【2】 ・事業実績書 第2号様式【8】 ・収支精算書 第3号様式	※12月末日までに報告 ・民有林は面積が確認できる造林事業補助申請時の明細の写し ・国有林は面積が確認できる受託契約書の写し ・下刈り手当が明記された雇用契約書等の写し ・下刈り手当の作業員への支払いを証明できる書類か領収書の写し(受給者自身の署名捺印)	〈共通〉 ・助成金交付請求書 第7号様式	

事業区分	事業主体	事業内容	助成率	助成対象経費等	助成対象者	交付申請(変更申請)		実績報告		請求書
						業務細則で定めるもの	実施要領で定めるもの	業務細則で定めるもの	実施要領で定めるもの	
3 安全就労体制整備事業	(1) 労働安全衛生施設整備事業	認定事業体	作業現場における健康管理や安全確保に必要な設備等の整備に要する経費の一部助成。 ※29年度は1/3で運用	2分の1以内	次の設備等の整備に要する経費とする。但し、1品目あたり2万円以下の物については、対象外とする。(一品目当たり5千円以上の下記オ・サ・シを除く) ア 簡易休憩小屋 イ 休憩用パソコン ウ 緊急連絡用無線機 エ 担架 オ 安全旗・安全表示板 カ ソーチェン自動目立機 キ 自動枝打機 ク 多目的ウインチ(ひっぱりだこ) ケ 安全帯 コ 安全袋 サ 防護服・防護網等(蜂) シ エビネフリン自動注射器 ス その他理事長が必要と認める設備等	—	(共通) ・助成金交付申請書 第1号様式【1】 ・事業計画書 第2号様式【2】 ・収支予算書 第3号様式 ・その他理事長が必要と認める書類	※随時申請 ・見積書、設計書、カタログ等 ・課税事業者届 第5号様式	(共通) ・事業実績報告書 第1号様式【2】 ・事業実績書 第2号様式【2】 ・収支精算書 第3号様式 ・その他理事長が必要と認める書類	・写真 ・引渡書又は納品書写し ・請求書又は領収書写し ・助成金交付請求書 第7号様式
	(2) 振動障害予防促進事業	林災協	一人親方等の林業巡回特殊健診の一次健診に要する経費並びに林業巡回特殊健診の一次健診の結果、要精密健診と診断された林業従事者の二次健診に要する経費の一部助成。	一次健診に要する経費は10分の10以内、二次健診に要する経費は2分の1以内	一人親方等の一次健診に要する検診費及び及び林業従事者の二次健診に要する健診費並びに旅費交通費とする。 なお、旅費については県の旅費規程に基づく額とする。	—	<変更申請> ・助成金変更申請書 第1号様式【1】	※一次健診については事業実施の1ヶ月前までに、二次健診については随時申請	・林業振動障害特殊健診結果報告書 添⑤様式 ・受診機関の受診料請求書又は領収書の写し	
	(3) 労働安全衛生普及促進事業	林災協	林業担い手及び林業事業体への労働安全衛生の普及促進指導に要する経費の一部助成。	10分の10以内	労働安全衛生の普及促進指導に要する経費とする。	—	・事業変更計画書 第2号様式【2】	※事業実施の1ヶ月前までに申請	・労働安全衛生普及促進指導記録書 添⑥様式	
	(4) 健康管理推進事業	林業事業体	林業事業体が雇用する林業従事者の人間ドック受診に係る経費の一部助成。	3分の1以内 ※29年度は1/3で運用	林業事業体が雇用する次の要件を満たす林業従事者の日帰り人間ドックの受診に要する検診料とする。 (要件) ア 当該年度の4月1日現在で50歳代の者 イ 主に造林、保育、伐採及び作業路の開設等の作業に従事している者	—	・変更収支予算書 第3号様式 ・その他理事長が必要と認める書類	※随時申請 ・人間ドック受診者名簿(計画) 第4号様式 ・生年月日を証明する書類(運転免許証、健康保険証等の写し)	・人間ドック受診者名簿(実績) 第4号様式 ・受診料の請求書又は領収書写し	
4 女性就労環境整備事業	認定事業体	女性の就労促進及び就労環境改善に必要な設備等の整備に要する経費の一部助成。	2分の1以内 ※29年度は1/2で運用	専ら女性林業従事者が利用するための次の設備等の整備に要する経費とする。ただし、機械の更新に要する経費は対象外とする。 (1) 移動式簡易トイレ (2) シャワー施設(リース可) (3) ロッカー (4) 更衣室 (5) チェンソー(小型で軽量なもの) (6) 刈払い機(小型で軽量なもの) (7) 木登り機 (8) 梯子(軽量なもの) (9) 枝打ち器 (10) その他理事長が必要と認める設備等	—	(助成金交付・変更申請書) 第1号様式【1】 ・事業計画書 第2号様式【3】 ・収支予算書 第3号様式 ・その他理事長が必要と認める書類	※随時申請 ・見積書、設計書、カタログ等 ・課税事業者届 第5号様式	・事業実績報告書 第1号様式【2】 ・事業実績書 第2号様式【3】 ・収支精算書 第3号様式 ・その他理事長が必要と認める書類	・写真 ・引渡書又は納品書写し ・請求書又は領収書写し ・使用者の安全衛生教育修了証等の写し	
5 新規参入促進事業	(1) 新規就労支度金助成事業	林業事業体	新規参入者に対して支給する就労支度金の一部助成。 ※29年度は1/2で運用(ただし、「緑の雇用」FW研修生で研修費の助成を受けている場合は、その分を減じた額とする)	2分の1以内(助成限度額) 1名当たり15万円 ※29年度は1/2で運用(ただし、「緑の雇用」FW研修生で研修費の助成を受けている場合は、その分を減じた額とする)	新規学卒者やUターン者、他業からの転職者等過去に林業に従ったことのない次の要件を満たす者に支給する就労支度金とする。 (要件) ア 年間就労日数180日以上を条件に林業事業体に雇用された当該年度の4月1日現在で満45歳以下の者。 イ 主に造林・保育・伐採及び作業路の開設等の作業に従事する者 ウ 3年以上継続して林業に従事すると見込まれる者。	(助成金交付・変更申請書) 第1号様式【1】 ・事業変更計画書 第2号様式【4】 ・変更収支予算書 第3号様式 ・その他理事長が必要と認める書類	雇用契約締結の日から180日以内に申請 雇用契約書写し 生年月日を証明する書類(運転免許証、健康保険証等の写し)	(共通) 事業実績報告書 第1号様式【2】 事業実績書 第2号様式【4】 収支精算書 第3号様式 その他理事長が必要と認める書類 物品受領者本人が署名捺印した物品受領書原本	支給物品領収書、受領証の写しなど、支出の事実が確認出来る書類。 事業実施翌年度から2年間、就業状況報告書(第10号様式)を毎年3月31日までに提出しなければならない。 事業実施翌年度までに助成対象者が離職した場合、特別な理由を除き助成金の全額を返還するものとする。	

事業区分	事業主体	事業内容	助成率	助成対象経費等	助成対象者	交付申請(変更申請)		実績報告		書	
						業務細則で定めるもの	実施要領で定めるもの	業務細則で定めるもの	実施要領で定めるもの		業務細則で定めるもの
5 新規参入促進事業	(2) 就労相談員設置活動事業	森林組合	新規参入者の掘り起こし、林業就労及び森林整備に関する相談並びに林業情報の収集・提供等を行う就労相談員を設置し、その活動に要する経費の一部助成。	2分の1以内	就労相談員への支払報酬額とし、報酬額は、一人1日当り5,500円以内とする。 ただし、助成対象とする年間業務日数は、60日以内とする。	—	・助成金交付申請書 第1号様式【1】 ・事業計画書 第2号様式【4】 ・収支予算書 第3号様式	※6月末日までに申請	〈共通〉 ・事業実績報告書 第1号様式【2】 ・事業実績書 第2号様式【4】	・受領書写し	〈共通〉 ・助成金交付請求書 第7号様式
	(3) 新規参入定住化促進事業	林業事業体	新規参入者に対して定住化に要する家賃の一部助成。	2分の1以内 ※29年度は1/2で運用 (助成限度額) 1名当たり15,000円/月 (助成期間) 6ヶ月以内	新規学卒者やUターン者、他業種からの転職者等過去に林業に従事したことのない、次の要件を満たす者の地域への定住化に要する家賃とする。 (要件) ア 年間就労日数180日以上を条件に林業事業体に雇用された当該年度の4月1日現在で満45歳以下の者 イ 主に造林、保育、伐採及び作業路の開設等の作業に従事する者 ウ 将来とも継続して林業に従事すると見込まれる者。	—	・その他理事長が必要と認める書類 〈変更申請〉 ・助成金変更申請書 第1号様式【1】 ・事業変更計画書 第2号様式【4】 ・変更収支予算書 第3号様式 ・その他理事長が必要と認める書類	※随時申請 ・雇用契約書写し ・借家の賃貸契約書写し ・生年月日を証明する書類 (運転免許証、健康保険証等の写し)	・収支精算書 第3号様式 ・その他理事長が必要と認める書類	・家賃の領収書写し	
6 林業担い手育成事業	(1) 林業技術修得促進事業	林業担い手林業事業体	《派遣研修》 中核的林業担い手として活躍が期待される林業従事者が、林業経営及び林業技術の向上に資するために行う国内及び海外の先進林業地における研修・視察に要する経費の一部助成。	2分の1以内 (助成限度額) 1名当たり国内10万円 海外40万円	研修に伴う旅費交通費(宿泊費を含む)とする。なお、旅費交通費は、県の旅費規定に基づく額とする。 ただし、海外研修で研修ツアーを利用する場合その要領等に明示されている旅行代金の額とする。	中核的林業担い手として活躍が期待される当該年度の4月1日現在で満60歳未満の主に造林、保育、伐採及び作業路の開設等の作業に従事している者。	〈共通〉 ・助成金交付申請書 第1号様式【1】 ・事業計画書 第2号様式【5】 ・収支予算書 第3号様式 ・その他理事長が必要と認める書類	※随時申請 ・研修計画書 添①様式 ・生年月日を証明する書類 (運転免許証、健康保険証等の写し)	〈共通〉 ・事業実績報告書 第1号様式【2】 ・事業実績書 第2号様式【5】	・研修報告書(添③様式) ※研修報告 助成対象研修者は、理事長が指定する研修会、会議等において研修成果を報告するものとする。 ただし、状況によっては、研修報告を免除することがある。	
			《派遣研修》 高性能林業機械に係る技能向上のための県内先進事業体での研修に要する経費の一部助成。	研修経費 2分の1以内 受講者手当 2分の1以内	研修に伴う旅費交通費(宿泊費を含む)とする。 受講者手当の対象額は一人1日当り7,000円以内とする。 研修受入先の指導育成手当は一日当たり定額10,000円とする。		・その他理事長が必要と認める書類	・雇用契約書写し ・研修内容及び経費の分かる書類 ・日当額の証明できる書類	・その他理事長が必要と認める書類	・受講証明書(添②様式)の写し ・経費の証明できる書類(領収証等)	
			《新規参入者研修》 新規就労後1年未満の林業従事者が、林業技術に関する基礎的な安全知識や技能を習得するための研修経費及び受講者手当の一部助成。 ただし、労働安全衛生法第59条に規定する安全衛生教育は事業対象外とする。	研修経費 10分10以内 受講者手当 2分の1以内	研修に伴う研修経費(受講料、テキスト代、宿泊経費)及び受講者手当とする。 ただし、宿泊経費は支援センター宿泊棟利用者に限定し、助成限度額を一人1泊当り2,000円とする。受講者手当の対象額は一人1日当り7,000円以内とする。	新規就労後1年未満の主に造林、保育、伐採及び作業路の開設等の作業に従事している者。	〈変更申請〉 ・助成金変更申請書 第1号様式【1】 ・事業変更計画書 第2号様式【5】 ・変更収支予算書 第3号様式 ・その他理事長が必要と認める書類	・研修内容及び経費の分かる書類 ・日当額の証明できる書類	・その他理事長が必要と認める書類	・受講証明書(添②様式)の写し ・経費の証明できる書類(領収証等)	
《多能工技能者等養成研修》 造林から伐採・搬出に至るまでの多様な林業作業に対応し得る高度な知識と技術を習得した技能者を育成するために、支援センターで実施する技能研修を受講者手当の一部助成。	研修経費 10分10以内 受講者手当 2分の1以内 ※29年度は1/2で運用	支援センターで実施する、次に掲げる技能研修等に伴う研修経費(テキスト代、宿泊経費)及び受講者手当とする。 ただし、宿泊経費は支援センター宿泊棟利用者に限定し、助成限度額を一人1泊当り2,000円とする。受講者手当の対象額は一人1日当り7,000円以内とする。 (技能講習等)	当該年度の4月1日現在で満60歳未満の主に造林、保育、伐採及び作業路の開設等の作業に従事している者	・その他理事長が必要と認める書類	※随時申請 ・生年月日を証明する書類 (運転免許証、健康保険証等の写し) ・日当額の証明できる書類		・受講証明書(添②様式)の写し ・経費の証明できる書類(領収証等)				
				①林業架線作業主任者 ②車両系建設機械運転 ③不整地運搬車運転 ④小型移動式クレーン運転 ⑤玉掛技能 ⑥はい作業主任者 ⑦地山の掘削及び土止め支保工作業主任者 ⑧機械集材装置の運転の業務							

事業区分	事業主体	事業内容	助成率	助成対象経費等	助成対象者	交付申請（変更申請）		実績報告		請求書
						業務細則で定めるもの	実施要領で定めるもの	業務細則で定めるもの	実施要領で定めるもの	業務細則で定めるもの
6 林業担い手育成事業	(2)専任アドバイザー派遣事業	財 団	専任アドバイザーを林業事業体の要請に応じて派遣し、現地の個別指導を実施する。	－	専任アドバイザーの人件費(通年雇用)、旅費等	－	－	－	－	－
	(3)女性林業担い手育成研修事業	財 団	女性の就労促進及び就労の安定長期化を図るための女性林業従事者を対象とした技術研修や交換研修等の開催。	－	(対象者) 現在林業に従事している女性とする。	－	－	－	－	－
7 森林・林業普及啓発事業	財 団	森林・林業に対する県民の理解を深めるとともに、林業労働のイメージアップ等を図り、林業への新規参入を促進するための普及・啓発資料等の作成及び配布。	－	(普及・啓発の方法) ポスター、パンフレット、リーフレット、ビデオ等の資料によるほか求人広報誌等への記事掲載を行う。	－	－	－	－	－	－
1 高性能林業機械利用促進事業 【支援センターの助成事業とする】 平成29年度事業分で終了	認定事業体	高性能林業機械の貸付を受けた際に必要な経費の一部を助成する。	20%以内	林業を行うために認定事業体が高性能林業機械の貸付を受けた際に必要な貸付料とする。 ただし、当基金と協定を締結した貸付業者から貸付を受け、原則として私有林を2分の1以上施業した機械貸付契約とする。また、助成対象となる貸付期間は同一機種につき15日以上5ヶ月以内とする。	－	不 要	※随時申請 (共通) ・事業実績報告書 第1号様式【2】 ・事業実績書 第2号様式【6】 ・収支精算書 第3号様式 ・その他理事長が必要と認める書類	・領収書の写し ・施業図等 ・伐採届けの写し ・課税事業者届 第5号様式	(共通) ・助成金交付請求書 第7号様式	
		高性能林業機械の貸付を受ける際、機械運搬に必要な経費の一部を助成する。	往復運搬費の20%以内 (助成限度額) 機械運搬 1台当たり 5万円	上記高性能林業機械の貸付を受ける際に必要な運搬経費とする。 ただし、貸付業者の最寄りの営業所までの往復運搬経費とする。						
9 特認事業	市町村協同組織 地域林業組織 (理事長が認めた)	地域林業担い手の育成確保対策の推進に資するため、理事長が特に必要と認める事業に要する経費の一部助成。	理事長が別に定める。	理事長が必要と認める事業に要する経費とする。	－	・助成金交付申請書 第1号様式【1】 ・事業計画書 第2号様式【7】 ・収支予算書 第3号様式 ・その他理事長が必要と認める書類 < 変更申請 > ・助成金変更申請書 第1号様式【1】 ・事業変更計画書 第2号様式【7】 ・変更収支予算書 第3号様式 ・その他理事長が必要と認める書類	※随時申請 ・理事長が必要と認める書類	・理事長が必要と認める書類	・理事長が必要と認める書類	

- ※ 1 「林業事業体」：林業従事者を雇用する事業体
2 「造林」：林地の地拵え、木竹の植付、保育とは、下刈、枝打ち、つる切り、除伐 「伐採」：主伐、間伐
3 「協同組織」：林業事業体であって森林組合、県森林組合連合会又は森林所有者若しくは造林業、育林業若しくは素材生産業を営む者の組織する団体
4 「認定事業体」：「林業労働力の確保に関する法律（平成8年法律第45号）」第5条に基づき知事の認定を受けた林業事業体
5 「林業従事者」：林業に従事している者
6 「新規参入者」：今後林業に従事し、かつ将来とも継続的に林業に従事すると見込まれる者
7 「林業担い手」：林業従事者及び新規参入者
8 「林災協」：林業・木材製造業労働災害防止協会鹿児島県支部
9 消費税を伴う申請については、別途課税事業者等届出書を添付する
10 実績報告書を提出する際に、市町村からの助成を受けている場合は、別途市町村助成金内訳書を添付する
11 助成額は100円未満を切り捨てた額とする